

龍ヶ崎市
災害時避難行動要支援者
避難支援プラン

令和3年5月
龍ヶ崎市

龍ヶ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プラン

目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 位置づけ	1
3 基本方針	1
第2章 避難行動要支援者の把握	
1 避難行動要支援者全体リストの作成	2
2 避難行動要支援者全体リストの対象者	2
3 情報の収集	2
4 避難行動要支援者全体リストの作成・適正管理	3
第3章 避難支援プラン個別計画の作成	
1 避難行動要支援者の登録	4
2 避難支援プラン個別計画の作成	4
3 避難支援プラン個別計画の適正管理	4
第4章 避難支援体制の構築	
1 支援体制の整備	5
2 市及び関係機関の役割	5
第5章 高齢者等避難等の発表	
1 高齢者等避難等	7
2 高齢者等避難等の発表・発令の判断基準	7
第6章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施	
1 情報伝達	8
2 避難誘導	8
3 安否確認	9
第7章 避難所における支援	
1 避難所の開設	10
2 避難所の環境整備	10
3 運営における留意事項	10
4 福祉避難所の確保	11
5 医療機関との連携	11
6 ボランティアとの連携	11
第8章 災害に強いまちづくりの推進	
1 避難行動要支援者への支援に関する防災知識の普及・啓発	13
2 避難支援訓練の実施	13
3 避難支援資機材の整備	14
4 避難行動要支援者自身の備え	14
《 様 式 》	
様式第1号「避難支援プラン個別計画登録調査書兼登録申請書」	16
様式第2号「避難支援プラン個別計画」	17

第1章 総 則

1 目的

近年、台風や地震等による災害時において、避難に時間を要する高齢者や障がい者等の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要となっている。

龍ヶ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）は、市域において災害が発生した場合又はその恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する避難行動要支援者の生命・身体を守るため、避難行動要支援者の自助と地域の共助を基本として、迅速かつ的確な避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 位置づけ

この避難支援プランは、龍ヶ崎市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に規定する避難行動要支援者の支援対策に関連して作成するものである。

3 基本方針

この避難支援プランで想定する災害は、発生頻度の高い台風等の風水害、土砂災害、地震災害とし、その他の災害又は危機事象等においてもこの避難支援プランに準じた対応を実施するものとする。

第2章 避難行動要支援者の把握

1 避難行動要支援者全体リストの作成

市福祉関係課は、市域における避難行動要支援者の全体像を把握するため、支援が必要と考えられる高齢者、障がい者等について、自らが収集した情報と、民生委員児童委員による調査結果や関係機関から収集した情報により避難行動要支援者全体リストを作成する。

2 避難行動要支援者全体リストの対象者

避難行動要支援者全体リストの対象者は、次に掲げる者のうち在宅の者とする。

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
- ③ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障がいを有する者
- ④ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の知的障がい者(Ⓐ又はA)と判定された者
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成7年法律第94号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条の表の1級に該当する者
- ⑥ 前各号のほか、災害が発生した場合又はその恐れがある場合において、避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者で、自ら申し出た者

3 情報の収集

3.1 市による情報の収集

市福祉関係課は、避難行動要支援者全体リストを作成するため、龍ヶ崎市個人情報保護条例第9条第2項の規定に従い、次に掲げる台帳から避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集するとともに、広報紙等で情報提供の呼びかけを行うものとする。

- ① 住民基本台帳
- ② 高齢者台帳
- ③ 要介護認定台帳
- ④ 身体障害者更生指導台帳
- ⑤ 療育手帳交付台帳
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

3.2 関係機関の協力による情報の収集

市福祉関係課は、避難行動要支援者全体リストを作成するため、次に掲げる関係機関の協力で行う調査等により避難行動要支援者の情報を収集する。

- ① 民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者への訪問調査
- ② 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの情報の提供
- ③ 障がい者団体からの情報の提供
- ④ その他必要に応じた情報の提供

3.3 収集する情報の項目

避難行動要支援者全体リストに記載する避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- ① 避難行動要支援者の要件区分
- ② 住民自治組織名(自主防災組織名)
- ③ 氏名
- ④ 性別
- ⑤ 生年月日(年齢)
- ⑥ 住所
- ⑦ 電話番号
- ⑧ 避難支援プラン個別計画作成の有無
- ⑨ 備考

4 避難行動要支援者全体リストの作成・適正管理

4.1 作成，保管及び使用の制限

市福祉関係課は避難行動要支援者の要件区分ごとに避難行動要支援者全体リストを作成し，市防災担当課とともに保管する。

この避難行動要支援者全体リストは，次に掲げる目的以外に使用してはならないものとする。

- ① 避難行動要支援者の把握及び情報の更新
- ② 避難行動要支援者登録制度への登録勧奨

4.2 情報の更新

災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため，市福祉関係課は適宜，避難行動要支援者全体リストを更新する。

また，対象者の異動や状況の変化を把握した場合は，随時に追加や修正を行うこととし，常に情報を適正に保つよう努める。

4.3 情報の共有

避難行動要支援者全体リストに記載された情報は，市福祉関係課及び市防災担当課において共有するものとする。

4.4 緊急時の情報提供

避難行動要支援者全体リストを保有する者は，災害時において避難行動要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り，本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者又は機関に対して避難行動要支援者全体リストの情報を提供できるものとする。

第3章 避難支援プラン個別計画の作成

1 避難行動要支援者の登録

市福祉関係課は、自らの申し出(手上げ方式)により支援を希望する者について避難支援プラン個別計画を作成する。

このため、市福祉関係課は避難行動要支援者全体リストの登載者に対し、「様式第1号 避難支援プラン個別計画登録調査書兼登録申請書」により登録の意思確認を行うとともに登録を促進する。

2 避難支援プラン個別計画の作成

市福祉関係課は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者本人及びその家族や避難支援等関係者等とともに、支援の方法や支援に関する必要事項等を示した避難支援プラン個別計画を作成する。

作成は、「様式第2号 避難支援プラン個別計画」に従いできる限り避難行動要支援者本人が記載し、未記載部分については住民自治組織、自主防災組織、民生委員児童委員及びその他の避難支援等関係者(関係機関)に協力を依頼し記載する。

支援者の選定にあつては、避難行動要支援者又は家族の意向を極力尊重した上で、住民自治組織、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

なお、避難行動要支援者本人及びその家族等に対して、支援者自らが被災したり不在の場合には避難行動要支援者への支援が困難になる場合があることから、避難行動要支援者自身の自助が必要不可欠であることを十分周知することとする。

3 避難支援プラン個別計画の適正管理

3.1 保管及び使用の制限

市福祉関係課は、避難支援プラン個別計画を台帳として整備・保管する。この避難支援プラン個別計画は、支援者、支援機関及び防災機関等の避難支援等関係者に配布する。

また、避難支援等関係者は、配布された避難支援プラン個別計画を厳重に保管するとともに、避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用してはならないものとする。

3.2 情報の更新

市福祉関係課は、避難行動要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、避難行動要支援者本人及び支援者による確認のもとで随時に追加や修正を行い、常に計画の内容を適正に保つよう努める。

3.3 情報の共有

避難支援プラン個別計画に記載された情報は、市福祉関係課、市防災関係課及び避難行動要支援者本人のほか、避難支援等関係者で共有する。

3.4 緊急時の情報提供

避難支援プラン個別計画を保有する者は、災害時において避難行動要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者又は機関に対して避難支援プラン個別計画の情報を提供できるものとする。

第4章 避難支援体制の構築

1 支援体制の整備

1.1 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援プランの円滑な運用を図るため、市防災関係課と市福祉関係課が協力して避難行動要支援者の避難支援のための業務を推進するものとする。

このため市福祉関係課は、平時には避難行動要支援者全体リストや避難支援プラン個別計画の作成や管理、一般の指定避難所では対応が困難な避難行動要支援者を収容できる避難所（以下福祉避難所」という。）の確保、人材の育成・啓発・訓練、避難行動要支援者本人やその家族からの相談等、また災害時には情報の収集や伝達に努め、必要な避難支援が実施できる体制の整備に努める。

1.2 地域における避難支援体制の整備

住民自治組織、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の避難支援等関係者は、日頃から地域の避難行動要支援者の所在や状態について把握するとともに地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時には協力して避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努める。

1.3 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制の整備

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の対応方法を定めておくとともに、災害時には自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努める。

2 市及び関係機関の役割

2.1 市の役割

- ① 避難行動要支援者の把握（福祉関係課）
- ② 避難行動要支援者全体リストと避難支援プラン個別計画の作成・管理（福祉関係課）
- ③ 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備（防災関係課）
- ④ 支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立（福祉関係課）
- ⑤ 一般の指定避難所における要配慮者に配慮した設備の改善（福祉関係課、防災担当課、避難所施設の管理担当課）
- ⑥ 福祉避難所の確保（福祉関係課）
- ⑦ 自主防災組織の結成促進、地域防災力強化のための資機材の整備（防災担当課）
- ⑧ 避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発（福祉関係課）
- ⑨ 避難行動要支援者の避難支援を盛り込んだ防災訓練の企画・実施（福祉関係課、防災担当課）
- ⑩ 高齢者等避難の発表及び伝達（防災担当課、福祉関係課）
- ⑪ 災害時における避難行動要支援者の避難支援（福祉関係課）
- ⑫ 災害時における避難行動要支援者の避難状況の把握及び安否確認（福祉関係課）
- ⑬ 避難所における要配慮者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言（福祉関係課）

2.2 民生委員児童委員の役割

- ① 避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成、更新作業への協力
- ④ 災害時における高齢者等避難の伝達と状況確認及び安否確認への協力

2.3 住民自治組織等の役割

- ① 避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成、更新作業への協力
- ④ 災害時における高齢者等避難の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤ 災害時における避難行動の支援

2.4 消防団の役割

- ① 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ② 災害時における高齢者等避難の伝達
- ③ 災害時における避難行動の支援及び救助

2.5 社会福祉協議会の役割

- ① 避難行動要支援者を把握するための調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成，更新作業への協力
- ④ 支援機関との協力関係の構築及び連絡調整
- ⑤ 災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力
- ⑥ 避難行動要支援者への支援を行うボランティアの受入，派遣調整

2.6 社会福祉施設，福祉サービス事業者等の役割

- ① 避難行動要支援者を把握するための調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成，更新作業への協力
- ④ 施設利用者に対する避難支援計画の作成
- ⑤ 災害時における高齢者等避難の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑥ 災害時における避難行動要支援者の臨時的収容
- ⑦ 災害時における緊急入所，ショートステイへの対応

2.7 医療機関等の役割

- ① 入院者，来院者に対する避難計画の作成
- ② 災害時における医療対応の可能状況を把握するための調査への協力
- ③ 災害時における緊急入院への対応
- ④ 災害時における避難者の健康管理への協力

2.8 保健所，児童相談所の役割

- ① 市が行う避難行動要支援者を把握するための調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成，更新作業への協力
- ④ 災害時における難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力
- ⑤ 災害により保護を要する児童等の把握及び措置
- ⑥ 避難所における要配慮者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

第5章 避難準備・高齢者等避難開始等の発表

1 高齢者等避難等

市は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報、又は避難支援等関係者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として状況に応じ、高齢者等避難、避難指示（以下「高齢者等避難等」という。）を発表又は発令する。

2 高齢者等避難等の発表・発令の判断基準

高齢者等避難等の発表又は発令は、地域防災計画に基づき、雨量情報や気象情報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の災害関連情報と、避難行動に適切な時間帯等とを総合的に判断して行う。

なお、避難途中での二次災害の防止にも配慮して、早期の発表又は発令を基本とする。

《 高齢者等避難等の発表又は発令の要件 》

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれあり ※高齢者等の「等」には、障害のある方やこどもなど、避難に時間を要する人や避難に支援が必要な方などが含まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示 レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれ高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生又は切迫 ※災害が発生又は切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないことから、本情報は市長から必ず発令される情報ではありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第6章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

1 情報伝達

1.1 情報伝達体制の整備

(1) 市

市福祉関係課は、高齢者等避難等や災害関連情報について、避難行動要支援者本人のみならず、その家族や支援者に対しても広く周知を図る必要がある。

また、発生しうる電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

市防災担当課は、直接的な情報伝達のため携帯メールの配信サービスによる情報提供の充実及び利用登録者の拡大に努めるとともに、防災行政無線の難聴地域の把握と解消に取り組むものとする。

《 多様な情報伝達手段の確保 》

情報伝達手段	音声	文字
市の広報車による広報	○	
消防団車両による広報	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
携帯メールサービスによる配信		○
防災行政無線による放送	○	
市公式ホームページへの掲載		○

また、市福祉関係課は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の災害危険区域に在り、主として、高齢者、障がい者その他の特に防災上の配慮を要する要配慮者が利用する施設に対し、電話又はファクスを用いて、高齢者等避難等や災害関連情報を伝達する。

(2) 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、市が提供する高齢者等避難等や災害関連情報を取得するため、上記「情報伝達手段」による情報収集体制を整備するとともに電話連絡網等による情報伝達体制の整備を図る。

1.2 情報伝達の実施

(1) 市

市は、高齢者等避難等や災害関連情報を発表又は発令し、及び避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行う。

(2) 避難支援等関係者

情報伝達を行う避難支援等関係者は、市や防災関係機関が発表する災害情報を入手し、又は伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する避難行動要支援者本人及びその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧める。また、高齢者等避難等が発表又は発令された場合は、速やかな避難を促すものとする。

2 避難誘導

2.1 避難誘導体制の整備

(1) 市

市福祉関係課は、高齢者等避難等の発表又は発令の状況や避難所の開設状況を整理し、避難支援等関係者からの照会や支援実施の連絡に迅速に対応するほか、公用車両の待機、福祉避難所等との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にするなどして迅速かつ的確な避難誘導が実施できる体制を整備する。

(2) 避難支援等関係者

避難誘導を行う避難支援等関係者は、常に担当する避難行動要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。

2.2 避難誘導の実施

(1) 市

市福祉関係課は、福祉避難所を指定している場合、避難支援等関係者からの問い合わせに対して受入れ可能な施設に関する情報を提供することにより避難誘導を支援する。

また、自力での避難が困難であり避難支援等関係者からの支援を受けられない状況にある避難行動要支援者に関する通報を受けた場合、必要に応じて市の公用車両を活用して避難誘導を実施する。

(2) 避難支援等関係者

避難誘導を行う避難支援等関係者は、高齢者等避難等の発表又は発令時において、避難支援プラン個別計画に基づき避難行動要支援者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄の指定避難所又はあらかじめ定められた避難所への避難誘導を行う。

また、避難誘導を実施した場合は、市福祉関係課に、当該避難行動要支援者の氏名及び避難先を連絡するものとする。

2.3 避難誘導における留意事項

避難支援等関係者は、容体の悪化や怪我をした避難行動要支援者に対しては、速やかに消防本部への連絡を行い、医療機関への搬送に協力する。

また、暴風雨や浸水などにより支援者自身の安全が確保できない状況においては、避難支援等関係者は危機回避のため避難誘導活動を一時的に控える。この場合において市防災担当課は、警察署、消防署、消防団等に応援を要請する。

3 安否確認

3.1 安否情報の収集体制の整備

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市及び避難支援等関係者は、協力して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を行う。

(1) 市

市福祉関係課は、避難行動要支援者の安否の確認・照会に一元的に対応するため、安否情報窓口を開設して避難支援等関係者による安否情報及び避難情報を集約するとともに、安否未確認者名簿を作成する。この場合において、安否未確認者があるときは、警察署、消防署に安否確認を要請する。さらに、安否未確認者の中に、身体・生命に影響するような被害が予想される者があるときは、市防災関係課は警察署、消防署、消防団等と救出活動の体制を整備する。

(2) 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、常に担当する避難行動要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認が実施できる体制を整備するとともに、関係する避難行動要支援者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内での把握に努める。

① 民生委員児童委員、住民自治組織（自主防災組織）等は、日頃の地域活動を通じて避難行動要支援者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否確認情報窓口へ情報を円滑に提供できる体制を整備する。

② 地域包括支援センターと居宅介護支援事業者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が直接関与する在宅の介護サービス利用者の安否について確認し、その情報を集約して市福祉関係課の安否情報窓口へ提供する体制を整備する。

3.2 安否確認の実施

安否確認は、より正確な情報を収集するため、避難行動要支援者との面会や電話連絡などの直接的な方法によるものとし、避難支援等関係者の連絡網等を最大限活用するなどして迅速に行うものとする。

また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者が消息不明の場合、市の安否確認情報窓口へ連絡する。

第7章 避難所における支援

1 避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整える。

また、避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して住民への周知を図る。

2 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に介護・支援等が必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要となるケースが少なからず発生することが予想される。とりわけ避難所生活が長期化する場合には、避難行動要支援者に対して日常的な介護・支援等が必要となる。

市は、地域防災計画で指定する避難所について、避難行動要支援者の利用にも配慮して仮設設備等を用いて次のような環境整備に努める。

- ① 知的障がい者や精神障がい者のための別室の確保
- ② 成人向けのおむつ交換場所の確保
- ③ 補助犬を必要とする場合の専用スペースの確保
- ④ 間仕切り等によるプライバシーの保護
- ⑤ トイレに近い場所への要配慮者エリアの確保
- ⑥ 車いすが通行可能な通路の確保
- ⑦ 畳、カーペット、扇風機、ストーブ等の配置
- ⑧ 車いす、簡易ベッド、障がい者対応型仮設トイレ等の配置

3 運営における留意事項

3.1 避難所生活での配慮

(1) 救援物資の供給に関する配慮

市及び自主的な避難所運営組織は、避難所の運営にあたっては避難行動要支援者に配慮するものとし、食料や救援物資等の配布についても平等に配分がなされるよう配慮する。

(2) 情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく聴覚障がい者にも配慮して必ず掲示も併用する。

(3) 食事への配慮

避難行動要支援者の個々の特性に応じた食事を提供できるよう努める。

- ① 高齢者等には、やわらかい食事
- ② 難病患者、内部障がい者には、病態に応じた食事
- ③ アレルギー患者には、発病原因に応じた食事

3.2 心身の健康管理

(1) 医療関係者による巡回

医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに必要な医療ケアを行うことにより、障害の重度化や合併症の予防に努める。

また、ライフラインが停止している状況で自宅で生活をおくる被災者に対しても、巡回による医療ケアの実施に努める。

(2) こころのケア

災害による大きなショックや強い不安感、又は長期化する避難所生活のなかでのストレスの蓄積による精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちによる話しかけや気軽な手伝いなど、避難行動要支援者への理解と交流を行う。

また、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得て「こころのケア」の実施に努める。

3.3 避難行動要支援者のニーズの把握

市は、避難所に避難している避難行動要支援者の福祉サービスの需要を把握するように努める。

4 福祉避難所の確保

4.1 福祉避難所の必要性

一般の指定避難所は、階段や段差があったり、障がい者トイレがないなど、必ずしも避難行動要支援者の利用に配慮した構造とはなっていないことや、介助が必要な者にとっては困難な生活を強いられることが考えられる。このため、市福祉関係課は、福祉避難所を確保するものとする。

4.2 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、一般の指定避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の避難行動要支援者とする。なお、対象者を介助する家族等も、対象者とともに避難することができるものとする。

4.3 福祉避難所となる施設

市福祉関係課は、公設福祉避難所であるコミュニティセンター及び総合福祉センターのほか、民間の福祉避難所として利用可能な施設の状態を把握するものとする。民間の利用可能な施設とは、災害危険区域等でない次に掲げる施設とする。

- ①特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所可能な老人福祉施設
- ②デイサービスセンター等の通所施設
- ③障がい者支援施設（入所型、通所型）
- ④介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設

4.4 民間福祉避難所の指定と利用

市福祉関係課は、前記の施設等に対して民間福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を民間福祉避難所として指定する。この場合、当該施設との間で、災害発生時における民間福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な民間福祉避難所の開設、受入、運用を図るものとする。

また、市福祉関係課は、指定した民間福祉避難所を利用しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受入可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分配慮するものとする。

なお、民間福祉避難所は、主に緊急避難的な場所の提供を目的とするものであり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとする。

4.5 避難行動要支援者のニーズの把握

市は、福祉避難所に避難している避難行動要支援者の福祉サービスの需要を把握するよう努める。

5 医療機関との連携

避難者の中には、内部障がいや難病を抱えている者もいると考えられるが、こうした者は、一見、内部障がい者や難病患者であることがわからないために対応が遅れてしまうほか、一定の医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合もある。

このため、市は避難行動要支援者の症状が急変等した場合に備え、速やかに医療機関へ移送できるよう、消防署及び医療機関との連携を図る。

また、医師会を中心として避難者の健康管理に努めるとともに、医療機関は、災害時の診療体制の整備及び受入患者の情報の一元化を図るなど、災害時の医療体制を整備する。

6 ボランティアとの連携

6.1 ボランティアの受入窓口の開設

避難所における避難行動要支援者の生活支援等においては、ボランティア活動が大きな役割を担う。特に、行政の機能が十分に発揮されない発災直後では、ボランティアの迅速かつきめ細かな活動が極めて重要となる。

このため、社会福祉協議会は、積極的にボランティアを受け入れて避難行動要支援者の救援及び避難所における支援に取り組むため、市及び関係機関と連携して、ボランティアの受け付け、活動分野の意向把握及びボランティア派遣要請とのコーディネートなどを行う窓口として災害救援ボランティアセンターを開設する。

また、市福祉関係課は、災害救援ボランティアセンターとの連絡体制を確立するため、連絡調整員を派遣するなどの体制とともに、活動に必要な場所や資機材を提供するなど、ボランティア活動を支援する環境の整備を行うものとする。

6.2 避難行動要支援者のニーズの把握

避難行動要支援者に対するボランティア活動が円滑に行われるためには、避難行動要支援者のニーズを的確に把握する必要がある。

社会福祉協議会は、避難行動要支援者のニーズは時間の経過とともに変化することに留意し、市、NPO、ボランティア団体などと連携して避難行動要支援者のニーズの把握に取り組むものとする。

6.3 専門技術型ボランティアの確保

避難所生活において避難行動要支援者を支援するためには、手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳者等の専門技術型ボランティアの配置が有効である。

社会福祉協議会は、平常時から専門技術型ボランティアの候補者名簿の作成やネットワークの構築に努めるものとする。

第8章 災害に強いまちづくりの推進

1 避難行動要支援者への支援に関する防災知識の普及・啓発

1.1 防災知識の普及・啓発

市防災関係課および市福祉関係課は、災害に関する基礎知識とあわせて避難行動要支援者の特性や配慮すべき事項を示したリーフレットや広報紙、ホームページ等を作成し周知するなど、市民に対して災害時における避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及を図るとともに、防災講演会や研修会等の開催に際し、避難行動要支援者や避難支援等関係者の参加を促進することで防災意識の高揚を図るものとする。

1.2 洪水・土砂・地震ハザードマップ等の整備・活用

(1) ハザードマップの作成・周知

①洪水避難地図（小貝川ハザードマップ・利根川ハザードマップ）

市は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき浸水の危険性の事前周知を図るとともに防災意識の高揚を図るため、浸水想定区域や避難所を明示した洪水ハザードマップを作成した。

また、洪水避難区域の周知を図るため、全世帯への直接配布や市公式ホームページでの公表等を行っている。

②土砂災害ハザードマップ

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき県が指定する土砂災害警戒区域等の災害危険箇所について、避難所等の情報と合わせて掲載した土砂災害ハザードマップを作成した。

また、土砂災害ハザードマップの周知を図るため、全世帯への直接配付や市公式ホームページでの公表等を行っている。

③地震ハザードマップ

市は、地震が発生した場合に考えられる各地域の震度（揺れやすさマップ）、地域ごとの建物被害の危険性（地域危険度マップ）を明示した地震ハザードマップを作成した。

また、地震ハザードマップの周知を図るため、全世帯への直接配布や市公式ホームページでの公表等を行っている。

(2) ハザードマップの活用

避難支援等関係者は、市が作成したハザードマップについて、自らの活動及び避難行動要支援者の支援のために活用するものとし、市福祉担当課は、その活動を支援し協力するものとする。

また、上記のうち民生委員児童委員、住民自治組織（自主防災組織）等については、それぞれの担当区域又は地区ごとに日頃の見守りや支援の対象となる避難行動要支援者をハザードマップ上で確認するとともに、特に注意を配るべき区域に居住する避難行動要支援者の把握に努め、災害時における迅速な避難行動に繋げる。

1.3 緊急通報システムの普及

市福祉関係課は、在宅のひとり暮らし高齢者及びひとり暮らしで外出困難な重度身体障がい者等を対象に、日常生活上の安全と精神的な不安を解消するために運用している緊急通報システムの普及を推進する。

緊急通報システムは、次に掲げる活動が行われるものである。

- ① 通報者に対する容体の確認
- ② 消防本部、医療機関への救援要請
- ③ その他の必要な活動

2 避難支援訓練の実施

市は、避難行動要支援者への支援に関する防災意識の高揚を図るため、防災訓練に避難行動要支援者の特性を考慮した内容を盛り込むとともに、支援機関と協力、連携してより実践的な避難支援訓練を実施するものとする。

3 避難支援資機材の整備

自主防災組織は、地域における防災力向上と避難体制の整備を推進する中で、避難行動要支援者の避難支援も考慮した防災資機材の整備に努め、市防災担当課は、地域における資機材の整備を支援する。

4 避難行動要支援者自身の備え

4.1 避難行動要支援者自身の心構え

災害時には、避難行動要支援者自身も支援者の救出を待つだけでなく、基本的には「自らの身は自ら守る」という心構えが必要である。このため、避難行動要支援者自身が日頃から積極的に周囲と協調し、災害時の備えに努める。

4.2 隣近所や避難支援等関係者等との交流

避難行動要支援者は、最寄りの民生委員児童委員、自主防災組織のリーダー等を把握し、連絡方法を準備しておく。また、「向こう三軒両隣」とは、日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくる。

4.3 支援に関する意思表示

災害時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解して貰う必要がある。例えば、常に薬を服用しておく必要がある者は、薬の名称や処方箋、緊急連絡先等を記した「救急医療情報キット」を活用し、自らの身を守るために必要な情報を確実に避難支援等関係者に提供できるようにしておく。

4.4 避難経路及び避難所の確認

避難行動要支援者は、日頃から、自宅から避難所までの経路をひとりで又は支援者とともに歩いて確認し、注意すべき場所や目印となるものを知っておくようにする。

なお、障害物や危険箇所等、改善の必要があるものがあれば、市や施設管理者などに連絡することも重要である。

4.5 早期の自主避難

台風など風水害は、災害の発生までに時間的余裕があるので、自ら行動を起すことのできる避難行動要支援者は、可能な限り早期に安全な親族や知人宅、又は短期入所施設等に自主的に避難しておくよう努める。

そのため、日頃からこうした事態を想定した行動を決めておくことが重要である。

4.6 非常持出品などの準備

日頃から、避難時の非常持出品として食料、飲料水、救急セット、貴重品等を袋やバッグ等にまとめて準備しておくことが重要である。また、自身の健康状態、状況に応じた必需品や手帳等についても、非常持出品等に入れておいたり支援者に伝えやすくしておくことが迅速な避難を実施するために必要である。

《 避難行動要支援者特有の持出品の例 》

区分	品物の種類
寝たきり高齢者、認知症高齢者	常備薬、紙おむつ、携帯トイレ等
視覚障がい者	白杖、点字版、眼鏡等
聴覚障がい者	補聴器、筆記用具、笛・警報ブザー等
肢体不自由者	補装具、電動車いす用予備バッテリー等
知的障がい者、精神障がい者	常備薬、処方箋、本人のこだわり品
難病患者、内部障がい者	常備薬、携帯用酸素ボトル、ストーマ装具等

龍ヶ崎市
避難支援プラン個別計画

《様式》

様式第1号

災害時避難行動要支援者避難支援プラン個別計画登録調査書兼登録申請書

災害時にあなたの避難を助ける家族以外の支援者を希望しますか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 希望します → 引き続き登録の手続きを行います
2. 希望しません [理由 _____]
(以下に住所、氏名を記入して終了です)

住 所 _____

氏 名 _____

上の質問で、「1. 希望します」に○印をつけた方は、以下のとおり登録申請を行ってください。

年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

私（もしくは代理人）は、災害発生時などに地域の支援を受けたいので、災害時避難行動要支援者避難支援プラン個別計画に登録することを希望します。

また、私（もしくは代理人）が届け出た個人情報及び今後追記する情報を市、住民自治組織、自主防災組織、支援者、消防団、担当民生委員児童委員、龍ヶ崎市社会福祉協議会、消防署及び警察署が平常時から共有することを承諾します。

本人署名 _____

※代理申請の場合、代理人は以下に署名・押印してください。

代理人氏名		登録人との関係	
住 所		電話番号	
代理申請の理由			

災害時避難行動要支援者避難支援プラン個別計画

1 避難行動要支援者について

(フリガナ)				性別
氏名				
住所				
生年月日		電話番号 [携帯]		
世帯構成 (本人含む)				
避難行動要支援者の要件区分	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 要介護認定者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> その他			

2 緊急時の家族の連絡先について

1	氏名			続柄	
	住所				
	電話番号		携帯		

2	氏名			続柄	
	住所				
	電話番号		携帯		

3	氏名			続柄	
	住所				
	電話番号		携帯		

3 支援者（近隣者など避難を助けてくださる方がいらっしゃいましたら、了解を得た上で記入して下さい）

1	氏名			
	住所			
	電話番号		携帯	

2	氏名			
	住所			
	電話番号		携帯	

3	氏名			
	住所			
	電話番号		携帯	

4 避難行動要支援者の状況

身体の状況	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや不健康 <input type="checkbox"/> 不健康	病気・アレルギー	
必要補装具			
使用薬			
かかりつけの医療機関			
緊急通報システム配備			
普段いる場所			
寝室の位置			
特記事項（介護状況・認知症の有無・障がいの内容・病気の内容・必要な支援内容等）			